

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権） 第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、<u>第十六条の四第九項</u>、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>254 （略）</p>	<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権） 第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、<u>第十六条の三第九項</u>、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>254 （略）</p>

(総資産の額等)

第一条の三の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後ににおいて会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

2 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める資産は、銀行持株会社（金融庁長官が指定するものに限る。）の子会社（金融庁長官が指定するものに限る。）に対する貸付金その他金融庁長官が定める資産とする。

3 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、会社が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成した最終の事業年度に係る計算書類の附属明細書に別紙様式第十五号に基づき記載された前項に規定する資産の合計金額（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立時の貸借対照表に記載された前項に規定する資産の合計金額）

(新設)

とする。

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 (略)

2 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権(法第二条第六項に規定する議決権から会社法第八十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。)の数に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の銀行の特定議決権の数を当該銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数とする)を当該銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一(三) (略)

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(法第四条第五項に規定する銀行等を除く。第十条の二第一項を除き、以下

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 (略)

2 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権(法第二条第六項に規定する議決権から会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。)の数に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の銀行の特定議決権の数を当該銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数とする)を当該銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一(三) (略)

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)又

「外国銀行」という。)又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者が銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有している場合における当該外国銀行又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者と主たる営業所の所在地を同一の国とする者で、当該銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有しているもの

二 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条及び次条第三項において「委託契約」という。)の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該委託契約の締結の相手方(以下この条及び次条第三項において「外国銀行代理業者」という。)が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者が銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有している場合における当該外国銀行又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者と主たる営業所の所在地を同一の国とする者で、当該銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有しているもの

二 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条において「委託契約」という。)の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該委託契約の締結の相手方(以下この条において「外国銀行代理業者」という。)が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条及び次条第三項において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

3・4 (略)

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出）

第十条の二 法第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行の子会社等である外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。）

二 銀行を子会社等とする外国銀行

三 銀行を子会社等とする銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四 銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（前各号に掲げる者を除く。）

2 前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

3・4 (略)

（新設）

をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

3 銀行は、法第八条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 銀行が法第八条第四項の規定による当該銀行と外国銀行代理業者との間で委託契約の締結をしようとする場合 次に掲げる書面

イ 理由書

ロ 外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ 銀行と外国銀行代理業者との間の資本関係を記載した書面

ニ 銀行と外国銀行代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面

ホ ニに掲げる委託契約の締結予定日を記載した書面

ヘ 外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

二 銀行が法第八条第四項の規定による当該銀行と外国銀行代理業者との間での委託契約を終了しようとする場合 次に掲げる書面

イ 理由書

ロ 外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ 外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

ニ 当該銀行及び外国銀行代理業者との委託契約の終了予定日を記載した書面

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行の子会社である外国銀行の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからニまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからニまでに規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ 銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等という。以下この条において同じ。）である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行を除く。）

ロ 銀行を子法人等とする外国銀行

ハ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 銀行を子会社とする親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）の子法人等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）

二 銀行の子会社である外国銀行及び前号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行の子会社である外国銀行の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介

（新設）

イ 銀行を子会社とする外国銀行

ロ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及びイに掲げる者を除く。）

ハ 銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 銀行の子会社である外国銀行及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又

2 は媒介を外国において行う場合に限る。）
前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものと

- する。
- 一 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介
- イ 外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等である外国銀行
- ロ 外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行
- ハ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 (略)

(削る)

2 は媒介を外国において行う場合に限る。）
前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものと

- する。
- 一 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介
- イ 外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行
- ロ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする外国銀行
- ハ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 (略)

3 前二項に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前二項

(預金の受払事務の委託等)

第十三条の六の四 銀行は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合(当該事務の受託者が銀行代理業者である場合を除く。)には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しを行う場合(以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。)における次に掲げる全ての措置

- イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機 of 管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者(資金の貸付け(銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。)の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。)に委託するための措置
- ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための確な措置
- ハ 顧客が当該銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認する

に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(預金の受払事務の委託等)

第十三条の六の四 銀行は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者(資金の貸付け(銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。))の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。)に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

ことを防止するための適切な措置

- 二| 当該銀行の使用に係る電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該銀行の使用に係る電子情報処理組織に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該銀行が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出しを行う場合（現金自動支払機等受払事務を除く。）における次に掲げる全ての措置
- イ| 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置
- ロ| 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置
- ハ| 顧客が当該銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
- ニ| 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事

務を委託した場合の当該事務の実施に関し、当該事務の委託を受けた者（へにおいて「受託者」という。）との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、銀行、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第十三条の六の八 銀行は、その業務を第三者に委託する場合は、次項の規定により当該銀行の属する銀行持株会社グループ（法第十二条の二第三項第一号に規定する銀行持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。）には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行してい

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第十三条の六の八 銀行は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行してい

るかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置

五 (略)

2 法第十二条の二第三項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる銀行持株会社は、次に掲げる内容の当該持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一 当該銀行持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること

二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場

るかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 (略)

(新設)

合には、当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること

五 当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をすることその他の必要な措置を求めること

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等)

第十四条の八 (略)

2 法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該銀行が当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。)との間で行う取引又は行為で、その条件が当該銀行の取引の通常の場合に照らして当該銀行に不利益を与えるもの(以下この項において「特定取引等」という。)に関し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二 当該銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第十四条の八 (略)

(新設)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の九 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条第一項に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第十四条の九の二 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書面

三 第十四条の八第二項第二号に規定する条件を記載した書面

四 第十四条の八第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の九 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(新設)

録

五 其他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第十四条の八第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

5 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において当該銀行のために営む銀行代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

四 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(新設)

二 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが
確実に見込まれる場合

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令
で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基
準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務
のために営むもの

二 (略)

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は
、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十
三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号ま
でに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の
二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)
に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商
品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法
第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の
三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲
げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて
、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令
で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基
準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の
営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は
、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十
三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号ま
でに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の
二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)
に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商
品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法
第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の
三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲
げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて
、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は

号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

5～10 (略)

11 第六項から前項まで(第八項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十七条の七の三第二項において同じ。)がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この章及び第三十五条第一項第十三号において「事業再生会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第七項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項、第十七条の六第一項第九号及び

第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二第一項第十一号及び第十項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

5～10 (略)

11 第六項から前項まで(第八項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十七条の七の三第二項において同じ。)がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この章及び第三十五条第一項第十三号において「事業再生会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第七項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項、第十七条の六第一項第九号及び

第十七条の七の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第三項及び第三十五条第一項第十三号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13 (略)

14 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定

第十七条の七の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第三項及び第三十五条第一項第十三号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13 (略)

14 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定

める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

15 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等(法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げ

める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

15 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第十七条の三第二項第三十八号に掲げる業務(同条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務(同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等(法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を

る会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ（略）

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第一項第十二号、第二十二條の二第一項第十二号、第二十三條第一項第七号並びに第三十五條第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第四項並びに次条、第十七条の六、第十七条の七及び第二十二條から第二十三條までにおいて同じ。）を超えて保有すること

子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ（略）

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二條第十二号、第二十二條の二第十二号、第二十三條第七号並びに第三十五條第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条及び第十七条の七において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載

となる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 (略)

6 法第二條第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

した書面

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可について準用する。

5 (略)

6 法第二條第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

(新設)

-
- 二| 当該銀行に関する次に掲げる書面
- イ| 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ロ| 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- ハ| 株式交換により当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面
- (1)| 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (2)| 株式交換契約の内容を記載した書面
- (3)| 株式交換費用を記載した書面
- 三| 当該銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- イ| 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書面
- ロ| 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 四| 当該認可に係る銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面
- イ| 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ| 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
-

-
- 八 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
- ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該認可に係る当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 | 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- 二 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。
- 三 申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 四 当該申請時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好で
-

あり、かつ、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行及びその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、申請銀行又は当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3| 前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4| 第一項の規定は、法第十六条の二第十項の規定による認可について準用する。

5| 法第二十一条第一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行による銀行グループの経営管理の内容等）

第十七条の五の三 法第十六条の三第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 銀行グループ（法第十六条の三第一項に規定する銀行グループをいう。以下同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2| 法第十六条の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該銀行における当該銀行グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行

（新設）

うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における銀行グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十七条の七 銀行は、法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 （略）

2・3 （略）

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十七条の七 銀行は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 （略）

2・3 （略）

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の四第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第七項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の四第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

3 法第十六条の四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第七項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当

該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六條の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第十六條の四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第三十四條の二十三の二第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九條の二 法第二十一條第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九條第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中

該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六條の三第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第十六條の三第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第三十四條の二十三の二第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九條の二 法第二十一條第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九條第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中

間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点(銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四条の二十六第一項ただし書において同じ。)を有する銀行に係るものに限る。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該銀行の子会社等(法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)の経営管理に係る体制を含む。)

ロチ (略)

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1) (9) (略)

(10) 単体自己資本比率(法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十二條

間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点(銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四条の二十六第一項ただし書において同じ。)を有する銀行に係るものに限る。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロチ (略)

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1) (9) (略)

(10) 単体自己資本比率(法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十二條

第一項第九号及び第二十二條の二第一項第九号において同じ。

(11)～(16) (略)

ハ (略)

四～七 (略)

2～5 (略)

(合併の認可の申請)

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～十 (略)

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六條の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次條第一項第十一号及び第二十三條第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七條の五第一項第四号に掲げる書面

十一の二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七條の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社

第九号及び第二十二條の二第九号において同じ。）

(11)～(16) (略)

ハ (略)

四～七 (略)

2～5 (略)

(合併の認可の申請)

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～十 (略)

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六條の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次條第十一号及び第二十三條第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七條の五第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社

等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第十二号及び第二十三条第七号において同じ。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四（略）

2| 法第二十一条の規定は、前項第十一号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一（十一）（略）

十一の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二（十五）（略）

等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第十二号及び第二十三条第七号において同じ。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条第十四号及び第二十三条第十号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四（略）

（新設）

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一（十一）（略）

（新設）

十二（十五）（略）

2 | 法第二条第十一項の規定は、前項第十一号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 九 (略)

九の二 当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、

当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十・十一 (略)

2 | 法第二条第十一項の規定は、前項第九号の二及び第十号に規定する議決権について準用する。

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

(新設)

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 九 (略)

(新設)

十・十一 (略)

(新設)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ 第二十二條第一項各号（第九号、第九号の二及び第十一号を除く。）に掲げる書面

ロ、ニ（略）

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第三十四條の二 銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法五十二條の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三條の二第一項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

（削る）

二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名を記載した書面

四 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号及び第五項第五号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営

イ 第二十二條各号（第九号、第九号の二及び第十一号を除く。）に掲げる書面

ロ、ニ（略）

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第三十四條の二 銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法五十二條の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三條の二第一項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第五号及び第七号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員を証明する書面

五 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内

んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

五・六 (略)

七 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

八・九 (略)

2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

四・五 (略)

3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準(認可の申請が銀行の子会社である外国銀行及び第

容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

六・七 (略)

八 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

九・十 (略)

2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

四・五 (略)

3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準(認可の申請が銀行の子会社である外国銀行及び第

十三条の二第二項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行並びに外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

4 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 銀行（外国銀行支店を除く。） 次に掲げる外国銀行

イ 銀行の子法人等である外国銀行

ロ 銀行を子法人等とする外国銀行

ハ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（イ及びロに掲げる外国銀行を除く。）

ニ 銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）

二 外国銀行支店 次に掲げる外国銀行

イ 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所

ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等である外国銀行

ハ 外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行

ニ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）

十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行並びに外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

(新設)

5|

銀行は、法第五十二条の二第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の商号を記載した書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の名を記載した書面

五 所属外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及び外国銀行支店に係る外国銀行を除く。）の主要株主等の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

六 所属外国銀行の属する外国銀行グループ（法第五十二条の二第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下同じ。）の連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七 当該銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面

八 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

九 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び

（新設）

法令遵守に関する方針を示す書面

十 当該銀行と所属外国銀行（外国銀行支店に係る外国銀行（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行を所属外国銀行とするものに限る。）を除く。）との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

十一 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

十二 その他第七項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者の集団であること。

三 所属外国銀行の属する外国銀行グループに関するリスク管理及び法令遵守に関する方針が策定され、これらに基づく業務の運営の検証がされる等、的確なリスク管理及び法令を遵守した運営が確保されると認められること。

四 第三項第三号に掲げる基準

（新設）

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一・二 (略)

2 銀行は、法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

(削る)

二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

三 所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名を記載した書面

四・五 (略)

六 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

七 (略)

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第七号、第二項第三号及び第五項第十号並びに前条第二項第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一・二 (略)

2 銀行は、法第五十二条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五・六 (略)

七 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

八 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第八号及び第二項第三号並びに前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第三十四条の二の四 第三十四条の二第一項第八号及び第二項第四号並びに第三十四条の二の二第二項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 第三十四条の二第五項第十一号に規定する外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類

二 取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別(代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨)

三 外国銀行代理業務の実施体制

3 第一項第三号及び前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五各号(第四号を除く。)に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一・二 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の二の三十二 (略)

第三十四条の二の四 第三十四条の二第一項第九号及び第二項第四号並びに第三十四条の二の二第二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五各号(第四号を除く。)に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一・二 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の二の三十二 (略)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面を示さなければならない。

3 5 (略)

6 法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(所属外国銀行に関する届出)

第三十四条の二の三十四 (略)

2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

3 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 5 (略)

6 法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(所属外国銀行に関する届出)

第三十四条の二の三十四 (略)

2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五・六 (略)

2～6 (略)

(銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の二十一第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 銀行持株会社グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における銀行持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十二条の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該銀行持株会社における当該銀行持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の四第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五・六 (略)

2～6 (略)

(新設)

十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法五十二条の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における銀行持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第三十四条の十四の三 法五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の資産の運用に係る業務
- 二 当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務
- 三 当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務
- 四 当該銀行持株会社グループに属する会社のため電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又

（新設）

-
- はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務
- 五 当該銀行持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 六 当該銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 七 当該銀行持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 八 当該銀行持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務
- 九 当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 十 当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（当該銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）
- 十一 当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社が販売することができる金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるもの（同項第四号に
-

係るものを除く。)をいう。)の開発を行う業務

十二 当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務

十三 当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 当該銀行持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 当該銀行持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等)

第三十四条の十四の四 銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

三 当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書面

(新設)

-
- 四 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書面
 - 五 当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面
 - 六 当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
 - 七 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る業務を開始した後も良好に推移することが見込まれること。
 - 二 申請をした銀行持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。
 - 三 申請をした銀行持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。
 - 四 申請をした銀行持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。
-

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十四条の十四の五 法第五十二条の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十四条の十四の六 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等(法第五十二条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十四条の十四の三 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等(法第五十二条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第九項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2511 (略)

12 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五〜七 (略)

13 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添

2511 (略)

12 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五〜七 (略)

13 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面に掲げる書面

イ・ロ (略)

四〇六 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5・6 (略)

（銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

四〇六 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可について準用する。

5・6 (略)

(新設)

(法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて取得し、又は保有することについて認めを受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ロ 株式交換により当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等(子会社等となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

-
- 四 当該認可に係る銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 | 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請時において、申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。
- 二 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損し
-

た場合であつても、申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 当該認可に係る銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該申請をした銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社及びその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

六 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、当該銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施については不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可

に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の二十三第九項の規定による認可について準用する。

5 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第一号、第四号及び第五号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第三十四条の十九の三（略）

（特例子会社対象業務）

第三十四条の十九の四（略）

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

（銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第三十四条の十九の二（略）

（特例子会社対象業務）

第三十四条の十九の三（略）

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五 (略)

(銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)

第三十四条の十九の六 法第五十二条の二十三の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の四に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第三十四条の十九の四に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二・三 (略)

2 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十二 (略)

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十

第三十四条の十九の四 (略)

(銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)

第三十四条の十九の五 法第五十二条の二十三の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の三に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第三十四条の十九の三に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二・三 (略)

2 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十二 (略)

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

九第一項第四号に掲げる書面

十三の二 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四・十五 (略)

2 (略)

3 法第二条第十一項の規定は、第一項第十三号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 一〇十四 (略)

十四の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五・十六 (略)

2 (略)

3 法第二条第十一項の規定は、第一項十四号の二及び第十五号に規定する議決権について準用する。

(新設)

十四・十五 (略)

2 (略)

3 法第二条第十一項の規定は、第一項第十四号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 一〇十四 (略)

(新設)

十五・十六 (略)

2 (略)

3 法第二条第十一項の規定は、第一項第十五号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～十 (略)

十の二 当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に

該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十一・十二 (略)

2 (略)

3 法第二十条第十一項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種

(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～十 (略)

(新設)

十一・十二 (略)

2 (略)

3 法第二十条第十一項の規定は、第一項第十一号に規定する議決権について準用する。

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種

類

- (1) (略)
- (2) 当該法人の親法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) (略)

三・四 (略)

2・3 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の

種類

- (1) (略)
- (2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) (略)

三・四 (略)

2・3 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の

ものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(2) 第三十四条の五十三の十第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) (略)

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客

に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の四十五の二に

おいて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び

第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の

十二第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事

項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法によ

り記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二

までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合

（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の

ものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

(新設)

表明があつた場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。)

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限

(新設)

一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(新設)

る。)には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日(第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書

(新設)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるときとする。

(新設)

(新設)

面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結

（新設）

一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（新設）

（新設）

時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。) から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者)を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者)を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五

- げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為
- イ 契約締結前交付書面
 - ロ 外貨預金等書面
 - ハ 契約変更書面
- 三〇五 (略)

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一〇四 (略)
- 五 法第五十二条の四十七第一項の規定による揭示の方法
- 2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一〇四 (略)
- 3 法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合
 - 二 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが

号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

- (新設)
- (新設)
- (新設)

三〇五 (略)

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一〇四 (略)
 - 五 法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法
 - 2 法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一〇四 (略)
- (新設)

確実に見込まれる場合

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十 (略)

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社(銀行業高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三〇十五 (略)

十六 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。)
(又は銀行の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合)

十六の二 法第五十二条の二第二項の認可を受けた銀行が、外国銀行グループに属する外国銀行を新たに所屬外国銀行にしようとする場合

十六の三 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十 (略)

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十三〇十五 (略)

十六 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。)
(又は銀行の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつた場合)

(新設)

十六の二 (略)

十七〜三十一 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜七 (略)

八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社(銀行業高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

九〜十一 (略)

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。)又は銀行持株会社の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

十三〜二十四 (略)

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合(銀行である銀行代理業者が変更した場合を除く。)

二〜五 (略)

六 銀行代理業を再委託した場合(銀行である銀行代理業再委託者が再委託した場合に限る。)であつて、当該再委託を受けた銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

十七〜三十一 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜七 (略)

八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

九〜十一 (略)

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。)又は銀行持株会社の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなった場合

十三〜二十四 (略)

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二〜五 (略)

(新設)

<p>5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 第一項第六号の五又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面 イ〜ホ （略）</p> <p>二 第一項第十六号の二に掲げる場合 第三十四条の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面 三〜七 （略）</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に掲げる日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>一 第一項第二十五号及び第四項第四号に該当するときの届出 不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日</p> <p>二 第四項第六号に該当するときの届出 当該変更があつた日</p> <p>9・10 （略）</p>	<p>5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 第一項第六号の三又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面 イ〜ホ （略） （新設）</p> <p>二〜六 （略）</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 第一項第二十五号及び第四項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>9・10 （略）</p>
---	--

附 則

第 三 条 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）附則第三条の規定による届出をしようとする銀行は、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面

三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面

